

大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 府は、救急搬送が困難となっている症例（以下「搬送困難症例」という。）の救急受入体制を強化するため、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき救急病院等の認定を受けた医療機関（以下「救急告示医療機関」という。）が行う体制確保に要する経費に対し、予算の定めるところにより大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年10月1日大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知別紙）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助事業）

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、府内の救急告示医療機関が、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく「大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準」に則り、搬送困難症例の救急受入体制確保のために行う取組みのうち、知事が必要と認めるものとする。

（補助対象事業者）

第3条 この補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、救急告示医療機関（精神科又は三次救急医療機関の認定のみを受けている救急告示医療機関を除く。）の開設者とする。ただし、当該医療機関が、府が定める各年度における事業開始日時点において認定を受けている場合に限るものとする。

（補助対象経費）

第4条 この補助金の交付の対象となる経費は、別表の第1欄に定める搬送困難症例の救急受入体制確保を実施するために必要な同表第3欄に定める経費とする。ただし、受入体制確保の実施にあたっては、受け入れた当該症例の患者情報を大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（ORION）に入力していることを条件とする。

（交付額の算定方法）

第5条 交付額の算定方法は、次のとおりとする。ただし、この額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第2欄の基準額と第3欄の対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- (3) 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第4条第1項の申請は、大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、補助事業者から知事に提出することにより行わなければならない。

(1) 要件確認申立書(様式第1-2号)

(2) その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請書は、別に知事が定める日までに提出しなければならない。

(経費配分の軽微な変更等)

第7条 規則第6条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更は、「2以上の事業費目に係る配分額のいずれか20%以内で配分額の流用を行う場合」の変更とする。

2 規則第6条第1項第2号の規定による知事の定める軽微な変更は、「事業費の額の20%以内の増減の場合」の変更とする。

3 規則第6条第1項第1号及び第2号の申請は、大阪府救急搬送患者受入促進事業経費配分(内容)変更承認申請書(様式第2号)を補助事業者から知事に提出することにより行わなければならない。

4 前項の申請書は、別に知事が定める日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の中止又は廃止の申請)

第8条 規則第6条第1項第3号の申請は、大阪府救急搬送患者受入促進事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を補助事業者から知事に提出することにより行わなければならない。

2 前項の申請書は、別に知事が定める日までに提出しなければならない。

(交付の条件)

第9条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げる条件とする。

(1) 補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(2) 補助事業に要する経費として、交付を受けた補助金をその交付の目的に反して使用してはならない。

(3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について明らかにした証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後10年間保管しておかななければならない。

(4) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金の提供を受けてはならない。

(5) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第10条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起

算して 30 日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(状況報告)

第 11 条 規則第 10 条の規定による報告は、大阪府救急搬送患者受入促進事業実施状況報告書（様式第 4 号）を知事が別に定める日までに提出することにより行わなければならない。

(実績報告)

第 12 条 規則第 12 条の規定による報告は、大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金実績報告書（様式第 5 号）を補助事業の完了した日の翌日から起算し 30 日以内又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに知事に提出することにより行わなければならない。

(補助金の交付)

第 13 条 補助金は、規則第 13 条の規定による補助金の額の確定後交付するものとする。

(検査)

第 14 条 知事は、補助金の適正な執行を図るため、必要と認めた時は補助事業者に対して、報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿、書類等进行检查させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 2 月 2 日から施行し、平成 26 年 12 月 24 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 1 月 7 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 1 月 4 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 7 月 7 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年1月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

改正後の大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の決定がなされる補助金について適用し、同日前に交付の決定のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年9月28日から施行する。

附 則 (令和6年10月1日付け医対第2012号)

(施行期日)

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月18日付け医感第1179号)

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月18日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則 (令和8年4月21日付け医感第1356号)

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月21日から施行する。

(別表)

1. 対象事案※ ¹	2. 基準額	3. 対象経費	4. 補助率
・要介護状態の高齢者（85 歳以上）【要介護 2 以上】 ・吐血・下血で搬送された傷病者 ・精神疾患患者における 119 番の要請原因が身体症状による事案 ・整形外科、脳神経外科の協力を必要とする小児傷病者（15 歳未満） ・まもって NET 事案※²	①平日時間内※³ 24,000 円/件×件数 ②①以外 30,000 円/件×件数	救急告示医療機関において搬送 困難症例の受入れのために行う 体制確保に要する人件費 （報酬、給料、職員手当、賃金、 報償費、法定福利費）	3 分の 1

※¹：対象事案は、消防機関からの救急搬送により受入れたものとする。また、同一の事案において複数以上の対象事案に該当する場合であっても、原則として 1 件として取り扱う。

※²：救急隊が「まもって NET」を要請した場合、医療機関が「○」と回答し、最終的に当該患者を受け入れた事案であること。

※³：平日時間内とは、休日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始）を除く日の 9 時 00 分から 16 時 59 分までとする。